

事故・トラブル通報・連絡要領

高速増殖炉研究開発センター

(所管：安全品質管理室)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本要領は、災害対策要領に基づき、高速増殖炉研究開発センター（以下、「センター」という。）で異常事象等が発生した場合、外部関係機関への連絡に関する業務を確実に実施するために定める。

(適用範囲)

第2条 本要領は、次の各号に掲げる異常事象等が発生した場合の外部関係機関への連絡に適用する。

- (1) 別表-1 に示す異常事象
- (2) 別表-2 に示す異常事象以外の軽微な故障等

(用語の定義)

第3条 本要領における用語の定義は、保安規定及び災害対策要領に定めるものの他、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 異常事象等：異常事象と異常事象以外の軽微な故障等の総称。
- (2) 情報連絡：異常事象以外の軽微な故障等発生した場合で、その後の対応の説明等を行うための事前の連絡をいう。
- (3) 一斉ファックス：トラブル等連絡票または情報連絡票を機構内外関係箇所に一斉に送付するための専用ファックスを言う。

(対応の基本方針)

第4条 センター従業員等は異常事象等における連絡の対応に際し、以下の基本方針を遵守する。

- (1) 人命最優先とする。
- (2) 連絡に際して、事実に基づいた的確な情報提供を外部関係機関へ迅速に行う。また、連絡の迅速化を図るため以下の3原則に基づき行う。
 - ① 迷った場合は必ず連絡
 - ② 事実確認に時間がかかる場合は、すぐ連絡
 - ③ 徴候を確認した時点で、まず連絡

連絡責任者、連絡
補助者の体制につ
いて記載

(連絡責任者等の指名・周知)

- 第5条 時間内連絡責任者は、運営管理室長が行う。
- 2 運営管理室長は、連絡責任者に指名された室長代理若しくは次長クラス以上の者の中から時間内連絡責任者代行者の代行順位を予め定める。
 - 3 所長は、理事長が指名した危機管理専門職が行う連絡責任者の評価結果をもとにして、時間外連絡責任者を指名する。
 - 4 危機管理専門職は、前項の評価を様式-3により行う。
 - 5 管理課長は、時間外連絡責任者の交代制により、常時通報・連絡が行える体制を確保する。
 - 6 管理課長は、連絡補助者により、時間外連絡責任者の補助が出来る体制を確保する。
 - 7 管理課長は、前2項の体制をセンター内に周知する。また、これを変更した場合も同様とする。

(通報連絡体制の整備)

第6条 安全品質管理室長は、以下の各号を整備する。

- (1) 事故・災害対策運用要領第9条第1項で定めた連絡先、電話番号について、センター内に周知する。
 - (2) 連絡責任者が使用する様式類のファイル（連絡責任者ファイル）の差替え管理を行う。
- 2 管理課長は、当日の通報連絡当番体制表を連絡責任者に周知する。なお、時間外連絡責任者は、管理課長より周知された当日の通報連絡当番体制表に基づいた通報連絡を行う。

(通報様式の整備)

第7条 安全品質管理室長は、通報連絡に用いる「トラブル等連絡票」(様式-1)及び情報連絡に用いる「情報連絡票」(様式-2)を整備する。

第2章 通報連絡

(異常事象等の発見時の連絡)

第8条 センターにおいて、異常事象等を発見した者は、直ちに表-1のとおり連絡する。

表-1 異常事象等発見時の連絡先一覧

発見場所	発生時期	時間内	時間外
運転業務区域		当直長	当直長
一般業務区域*1		管理課長	守衛所責任者

*1：一般業務区域内にある、緊急対策室、通信連絡設備及び放射線監視設備において火災が発生した場合の連絡先は当直長とする。

2 異常事象等について第1項の連絡を受けた当直長は、連絡責任者及び発電課長に、管理課長は連絡責任者に、また、守衛所責任者は管理課長、連絡責任者に連絡する。なお、異常事象の場合には第1号の事項を、異常事象以外の軽微な故障等の場合には第2号の事項を原則として連絡する。

(1) 異常事象の場合に連絡する事項

- a. 発生事象
- b. 発生前の炉の状況
- c. 発生時刻
- d. 発生場所
- e. 事故故障の内容
- f. 発生後の炉の状況
- g. 放射線等の状況

(2) 異常事象以外の軽微な故障等の場合に連絡する事項

- a. 発生事象
- b. 発生時刻
- c. 発生場所
- d. 軽微な故障等の内容

3 前項において連絡を受けた事象が火災、危険物流出、人身障害である場合、運転業務区域であれば当直長が、一般業務区域の時間内であれば管理課長が、一般業務区域の時間外であれば守衛所責任者が、消防吏官へ119番で緊急連絡をする。

4 発電課長は、第2項に外部機関へ連絡しない場合、その旨を所長、原子炉主任技術者、プラント管理部長及び
5 管理課長は、第1項に外部機関へ連絡しない場合の確認行為について記載を受けた場合、その旨を所長に連絡する。

(外部機関への連絡)

第9条 連絡責任者は、前条第2項で連絡を受けた場合、外部関係機関に、時間内には運営管理室員を、時間外には時間外連絡補助者を指揮し、連絡対応を行う。

2 時間外連絡責任者は、前条第2項において時間外で連絡を受け、直ちに外部機関に連絡する必要がないと判断した場合には、その時点で第5条第2項の時間内連絡責任者代行者に連絡し、その判断の良否について確認する。

3 外部関係機関への連絡は原則として、異常事象の場合には様式-1に、また、異常事象以外の軽微な故障等である場合には様式-2に必要事項を記入し、一斉ファックスを行う。なお、運転上の

高速増殖炉研究開発センター

識別番号 MQ716-14

事故・トラブル公表要領

高速増殖炉研究開発センター
(所管:安全品質管理室)

(目的)

第1条 本要領は、「災害対策要領」に基づき、高速増殖炉研究開発センター(以下、「センター」という)で発生した事故・トラブル情報の公表にかかわる業務を円滑に実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 センターで発生した事故・「保全品質情報」及び「その他情報」センターの業務に適用する。

公表の区分、時期、方法を記載

情報を「トラブル情報」、公表にかかわる業務のうち、

(公表区分・公表時期・公表方法)

第3条 公表区分・公表時期・公表方法は、次の各号に基づくものとする。

(1) 法令に基づき報告が必要なトラブル情報、保全品質情報及びその他情報の公表時期及び公表方法を下表に定める。なお、各区分は、別表-1に示すような事象をいう。

公表区分	公表時期	公表方法
トラブル情報	夜間・休日を問わず、速やかに	・プレス発表 ・ホームページへの掲載 (プレス発表文)
保全品質情報	週報のプレス発表時(速やかに公表する場合あり)	・プレス発表 ・ホームページへの掲載 (週報)
その他情報	週報のプレス発表時	・プレス発表 ・ホームページへの掲載 (週報)

(公表時期は原則的な時期を示す)

- (2) ナトリウム漏えい警報の発報については公表する。(詳細な公表事象の内容は、別表-1の「その他情報」の解説欄に記載)
- (3) 福井県及び敦賀市と締結している「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定(安全協定)」に基づく異常時の連絡事象で本条第1号及び第2号に該当しない事象も公表する。
- (4) 本条第1号から第3号に該当しない事象を公表する場合は、関係機関と調整の上、実施する。

(情報の伝達)

第4条 公表にかかわる情報は、センター現地本部を設置した場合には、センター現地本部対外対応班長が敦賀対策本部情報専任者へ伝達する。

なお、センター現地本部が設置されない場合には、原則として、運営管理室長が敦賀本部連絡責任者に公表にかかわる情報を伝達する。

(伝達する情報)

第5条 前条の情報を伝達する者は、以下の各号に示す公表にかかわる情報を伝達する。

- (1) 発生事象の公表区分に関すること。
- (2) 発生事象の内容に関すること。
- (3) 公表にかかわる資料

(公表訓練)

第6条 本要領に基づく業務の確実な実施に資することを目的とし、次の各号に基づき訓練を実施する。

- (1) 公表訓練は、原則として月1回実施する。
- (2) 公表区分及び公表方法を判断するために必要な情報を敦賀本部連絡責任者に伝達する。

(要員の派遣)

第7条 プレス発表において、敦賀対策本部の対策本部長又は本部が設置されない場合の業務統括部長から要請を受けた場合には、説明要員を派遣する。

附 則

本要領は、平成21年7月30日から施行する。

別表-1 「もんじゅ」における事故・トラブル等に関する主な公表事象の内容

区分	事象の概要	主な事象の内容	解説	具体的事例 [*]
ト ラ ブ ル 情 報	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第43条の14及び電気関係報告規則第3条に基づき報告する情報	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第43条の14に基づく報告事象		
		①核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。	核燃料物質の使用等に関する規則に係る核燃料物質として許可を得ているものについて盗取又は所在不明が生じた場合を含む。	
		②原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じたとき。	原子炉施設とは、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第1項第2号に該当する施設をいう。 「原子炉の運転」には、通常の運転の他、試運転や調整運転を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・40%出力試験中における2次主冷却系ナトリウム漏洩事故(H7.12.8) ・1次主循環ポンプ主モータの故障による原子炉停止 ・1次ナトリウムオーバーフロー系電磁ポンプの停止による原子炉停止 ・タービン軸受け部の故障による原子炉停止
		③安全上重要な機器等が「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十二号)」に適合していないと認められたとき。	安全上重要な機器等とは、工事計画の認可が必要な機器等をいう。	屋外排気ダクトの腐食孔の確認について(H20.9.9)
		④火災により安全上重要な機器等の故障があったとき。	「火災」とは運転操作、作業等の意図に反して発生した燃焼現象で、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。	
		⑤原子炉施設の故障により運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。	「運転上の制限」とは、この範囲内で運転していれば十分に安全を確保できる設備の水準等を示したものである。原子炉施設保安規定において、各機器や系統等に対して「運転上の制限」を定め、運転上の制限を満足していることを確認する検査、運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される事項等を示している。 センター内において、消耗品の交換や機器の調整により速やかに原子炉施設が復旧できる場合は除く。	原子炉運転中におけるディーゼル発電機の故障に伴う運転上の制限の逸脱(故障の程度が軽微でない場合)
		⑥放射性廃棄施設からの放射性物質の放出状況に異状が認められたとき。	気体状の放射性廃棄物は、その総排出量が 5×10^{11} Bqを超える排出が認められた場合、液体状の放射性廃棄物は、管理されずに放出された場合をいう。	
		⑦周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令で定める濃度限度を超えたとき。	濃度限度は、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき線量限度等を定める告示」第9条に定める値をいう。	
		⑧周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令で定める濃度限度を超えたとき。		
		⑨管理区域外への核燃料物質等の漏えいが生じたとき。	核燃料物質等とは核燃料物質及び核燃料物質により汚染されたものをいう。	
		⑩管理区域内において核燃料物質等が漏えいしたとき。	漏えいした液体状の核燃料物質等が漏えいの拡大を防止するための堰外に広がっていないときや放射線量が、 3.7×10^6 Bqを超えなかったときなどの軽微な場合を除く。	液体廃棄物処理系配管からの廃液の漏えい(立入制限・鍵管理の実施)
⑪計画外の被ばくがあったとき。	放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超えたときをいう。	計画外で、5ミリシーベルトを超えた被ばく		

区分	事象の概要	主な事象の内容	解説	具体的事例*
トラブル情報		⑫法令で定める線量限度を超える被ばくがあったとき。	線量限度は、「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき線量限度等を定める告示」第6条に定める値をいう。	
		⑬想定外の制御棒の引き抜け又は過挿入があったとき。		・制御棒駆動機構制御系の故障による制御棒の落下
		⑭原子炉施設に関し、人の障害が発生したとき。	人の障害が発生したときで、放射線障害以外の軽微な障害は除く。	・原子炉補助建物仮設作業床の開口部からの作業員墜落(入院加療、休業5日)
		電気関係報告規則第3条に基づく報告事象		
		①感電等により死傷事故が起こったとき。	死亡、入院治療を行ったときをいう。	・配電盤改造工事中の感電負傷事故
		②電気火災事故が起こったとき。	工作物にあっては、その半焼以上のときをいう。	・仮設電源盤におけるケーブル火災
		③原子力発電工作物の破損事故等により公共の財産に被害を与えた事故が起こったとき。	公共の施設や工作物を使用できなくなる被害を与えた事故のことをいう。	
		④主要電気工作物の破損事故が起こったとき。	「主要電気工作物」とは、電気関係報告規則第1条第2項第1号(ハ)に示す設備・機器のことをいう。	
⑤原子力発電工作物の破損事故等により他社の電力供給に支障を及ぼしたとき。				
保全品質情報	軽微な事象であるが、保安活動の向上の観点から公表する情報	①安全上重要な機器等に变形、欠陥、ひび割れ、減肉、磨耗、ピンホール等による損傷又はその徴候があったとき。	非破壊検査で有意な指示を認めた場合であって、評価等を行った上で運転を継続する場合や次サイクル以降の健全性に影響を及ぼす可能性があるとして評価され、手入れを実施することにより健全性を確保した場合又は機器の健全性には問題ないものの、信頼性の向上の観点から仕様を変更した場合などをいう。	・洗濯廃液配管のピンホールによる損傷(H18.5.26)
		②保安規定違反があったとき。		
		③運転上の制限を逸脱したとき。	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第31条の第6号に該当する運転上の制限の逸脱をいう。	
		④トラブル発生の未然防止の観点から再発防止対策を図るとき。	使用済み燃料池等で異物を発見したとき又は混入したとき、プラント運転に影響を及ぼす可能性がある機器に異常(作動不良、損傷など)が発生した場合(増し締め等の簡易な点検、補修で対応可能な場合は除く。)、放射線管理、放射性廃棄物管理上の不適合が発生したとき及び設備、機器などへ影響を及ぼす、放射性物質を含まない水、油、薬品等の漏えいがあったときなどを含む。	・機器冷却系B冷凍機B用モータのトリップ(H13.6.13) ・復水器出口弁駆動部の動作不良による修理
		⑤設計、運用上考慮されないような重大な影響が生じ得る作業及び操作を行ったとき。	「重大な影響」とは、プラントの「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能に影響があったときをいう。	・制御棒引抜監視装置の動作不良 ・臨界近接時の微調整棒の動作不良

区分	事象の概要	主な事象の内容	解説	具体的事例*	
その他情報	トラブル情報、保全品質情報に至らない軽微な事象であるが、事業の透明性向上の観点から公表する情報	①人の障害等の労働災害で休業する場合又は通院加療するとき。	業務とかかわりなく発生した場合や通退勤途中で発生した場合は除く。	・原子炉補助建物屋上での現場作業員のトタン板による負傷(H17.9.2)	
		②設備、機器などに軽微な影響を及ぼす恐れのある水、薬品等が漏えいしたとき。	設備、機器などに影響を及ぼさない水、薬品等の漏えいは除く。	・排水処理設備塩酸希釈槽からの塩酸漏れ(H16.9.30)	
		③計画外で、1日につき1ミリシーベルトを超えて作業したとき。			
		④プラント運転への影響が軽微な機器の故障。	プラント運転への影響がない機器の故障、あらかじめ予備品を準備している機器の故障、消耗品として扱う部品等の故障及び蒸気系配管の弁の弁座の磨耗による内通などの故障は除く。	・2次主冷却系循環ポンプAの回転数計測系(監視用)の一時不調(H14.7.14)	
		⑤ナトリウム漏えい警報が発報し、誤報であったとき。	ナトリウム漏えい警報の発報については公表する。 調査によって、漏えいがなければ誤報であり「その他情報」として公表する。 また、漏えいが確認された場合は、「トラブル情報」として、漏えいの無いことの確認ができず「運転上の制限の逸脱」を宣言した場合には、「保全品質情報」として公表する。 ただし、あらかじめ警報の発報の可能性がある作業等に伴って発生した警報については、「ナトリウム漏えい警報」としては扱わない。	・2次系Cループナトリウム漏えい警報発報(誤報)(H19.8.7)	

※:()は、もんじゅで発生した年月日を示します。